

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年12月24日策定

公益社団法人 伊奈町シルバー人材センター

新型コロナウイルス感染症の収束がみえない不安な日々が続いております。このような現状を踏まえて、会員の皆様には改めて、基本的な感染防止を講じるとともに、「感染症対応マニュアル」に基づいた対応をお願いいたします。

以下のとおり、「本マニュアル」に沿って、新型コロナウイルス感染症に対応していただきますよう、ご理解ご協力よろしくをお願いいたします。

基本的な感染防止

「体温測定」「手洗い」「マスク」「密を回避」「咳エチケット」「換気と加湿」など
※就業前の健康チェック (体調のすぐれない日は、大事をとってお休みください。)

⇒ お休みの際は、就業先及びセンター事務所へ連絡願います。

※ 文章中の「医療機関」とは、「掛かりつけ医院・指定医療機関」をいう。

【本人の場合】

1 感染を疑わせる発熱や咳などの風邪症状が出た場合

- ①センター事務所に連絡するとともに、就業先責任者にも報告し、就業せず自宅待機・療養してください。
- ②受診する場合は、掛かりつけ医院若しくは4ページの「埼玉県受診・相談センター」(電話 048-762-8026)か「県民サポートセンター」(電話 0570-783-770)に連絡し、指示に従ってください。
- ③医療機関を受診した結果をセンター事務所に連絡してください。

2 症状が改善するか、医療機関受診の結果、就業が可能と判断された場合

- ①症状が改善したり、医療機関を受診した結果、就業が可能と判断された場合には、センター事務所に連絡・相談した上で就業してください。
- ②センター事務所から、発注者に就業可能な連絡をします。

3 会員本人が感染した場合

＜本人の対応＞

- ① 診断により陽性が確定したら、まず就業を停止し、医療機関の指示に従うとともに、至急センター事務所に連絡してください。
- ② 医療機関から退院及び就業可能の許可を得てから、センター事務局と相談し就業を再開してください。

＜他の会員への対応＞

- ① 会員の感染が確定した場合は、発症者と濃厚接触者の調査が行われます。
- ② 発症者と濃厚接触者については、関係機関等の指示に従い対応します。

4 会員が濃厚接触者となった場合

就業場所で濃厚接触者と決定した場合や、会員がプライベートで行った場所で感染者が出たことが判明した場合（交通機関、宿泊先、飲食店、コンサート など）

- ① 濃厚接触が考えられる場合は、
 - i) 直ちにセンター事務所と医療機関に連絡・相談してください。
 - ii) 他者との接触を避け、就業はしないでください。
- ③ 医療機関からの指示事項をセンター事務所に報告してください。
- ④ 濃厚接触者と判明した場合は、原則14日間の自宅待機（就業停止）となる場合もあります。

【同居家族等の場合】

1 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることが分かった時点で、直ちにセンター事務所に連絡してください。
- ② 同居家族等の体調、体温を注意深く観察し、接触を必要最小限に努めてください。
- ③ 会員本人に発熱等の症状が出た時点で就業を停止し、センター事務所及び医療機関に連絡してください。

2 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることが判明した時点で、直ちにセンター事務所に連絡してください。
- ② 医療機関からの指示事項をセンター事務所に報告してください。
- ③ 判明した日から、原則14日間の自宅待機（就業停止）となる場合もあります。

3 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ①同居家族等に症状（発熱、倦怠感、息苦しさ など）が出たら、センター事務所に連絡してください。状況によっては、就業を停止する場合があります。
- ②同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、センター事務所に連絡してください。センター事務所は、就業の再開時期について相談します。

4 同居家族等に感染が確定した場合

- ①直ちにセンター事務所に連絡し、他者との接触を避けてください。判明した日から、原則14日間の自宅待機（就業停止）とします。
- ②医療機関からの指示に従ってください。
- ③医療機関からの指示事項をセンター事務所に報告してください。
- ④センター事務所は、14日間の自宅待機（就業停止）経過後に、就業の再開時期について相談します。

参考

濃厚接触者とは、「感染が確定した人の*感染可能期間に接触した人」で次の範囲に該当する人（厚生労働省 HP から）

- ①患者（確定）と、同居または長時間同じ空間で過ごした人（職場、車内、飲食店、コンサート、イベント など）
- ②適切な感染防護なしに患者（確定）を診察、看護もしくは介護していた人
- ③患者（確定）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- ④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定）と15分以上の接触があった人

*感染可能期間＝感染を疑う症状が出た2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの期間

【新型コロナ関連】（伊奈町ホームページから）

●発熱など症状がある場合の受診方法

発熱などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方の診療・検査に対応できる「**埼玉県指定診療・検査医療機関**」(**指定医療機関**)を公表しています。 ※伊奈町内の指定医療機関あります。

発熱などの症状がある場合は、「**埼玉県指定診療・検査医療機関**」に、**事前に連絡の上**、受診してください。

※事前に連絡しないで医療機関に行っても受診できないことがありますので、ご注意ください。

受診の際の注意事項

- ・受診の際は必ずマスクを着用する。
- ・公共交通機関の利用は控える。
- ・医療機関等からの指示事項を守る。
- ・検査は医師が必要と認めた場合に行います。

※「埼玉県指定診療・検査医療機関」(指定医療機関)

(埼玉県感染症対策課ホームページ)

埼玉県指定医療機関の連絡先を電話で確認したいときは、 以下の窓口へ連絡してください。	
◆受診先の確認・受診を迷う場合 ◎ <u>埼玉県受診・相談センター</u> TEL：048-762-8026 FAX：048-816-5801 受付時間：午前9時～午後5時30分 月～土、祝日	◆受診先の確認・一般的な質問 ◎ <u>県民サポートセンター</u> TEL：0570-783-770 FAX：048-830-4808 受付時間：24時間・年中無休

■伊奈町シルバー人材センター 電話 048-720-5911

※個人情報、保護規定に基づき厳重に取り扱いたします。

※今後の感染状況によっては、本マニュアルを基本として、柔軟に対応することを何卒ご承知おきください。

※センター事務所(事務局)も本マニュアルに準拠して対応します。
